



佐賀県公報

平成17年
9月5日
(月曜日)
第 12652号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の所在地の変更

(四六七・長寿社会課) 一

○佐賀県クリーニング師試験委員会規程の一部改正

(四六八・生活衛生課) 一

○過疎地域自立促進特別措置法に基づく富士町道に関する改築工事

の完了

公 告

(四六九・道路課) 一

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

○開発行為に関する工事の完了

○換地処分届出

○建築基準法に基づく道路の位置の指定

正 誤

○平成十七年四月十一日付け佐賀県公報第一二五九一号中訂正

(森林整備課) 二

○ 告 示

(農地整備課) 二

(建築住宅課) 二

●佐賀県告示第四百六十七号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十七年九月五日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第四百六十八号

佐賀県クリーニング師試験委員会規程(昭和二十六年佐賀県告示第百四十号)の一部を次のように改正する。

平成十七年九月五日

佐賀県知事 古川 康

第三条第二項中「健康福祉本部長」を「健康福祉本部副本部長」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

●佐賀県告示第四百六十九号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定に基づき県が行つた次の町道に関する改築工事を完了した。

その区域を表示した図面は、平成十七年九月五日から平成十七年十月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年九月五日

佐賀県知事 古川 康

富士町	市町村名	町道の路線名	工事区间	延メートル	工事の种类	了の日
ダム東部線	佐賀郡富士町大字藤瀬字中村 七九〇番一地先から 佐賀郡富士町大字藤瀬字井田 七二九番一三地先まで	八五一・一	古川	八・一九	平成一七・八・一	
道路改良						

サービスの種類	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
認知症対応型共同生活 介護	コムスンのほ ほえみ鳥栖	鳥栖市大正町七〇三番地一 鳥栖市大正町字古野七〇一番地	平成一七・八・一
旧	新		

○ 告 知

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定期款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年10月19日まで「さが元気ひろば」（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年9月5日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日 平成17年8月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 セルフ

(2) 代表者の氏名 安永 康子

(3) 主たる事務所の所在地 佐賀市巨勢町大字牛島781番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、生活援助が必要な障害者、高齢者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、地域に根ざした福祉サービスを提供し、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年9月5日

○ 田 畜

平成十七年四月十一日㈯佐賀県公報第111号第107号

太良町長 百武豊から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、太良町営土地改良事業（基盤整備促進）伊福地区の換地処分を平成17年7月25日行った旨届出があった。

平成17年9月5日

佐賀県知事 古川 康

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年9月5日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定部位	位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
11	鳥栖市村田町字三本松 146番3及び148番7		平成17年 8月24日	4.00~ 5.00	22.14

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 田 畜

1 開発区域に含まれる地域の名称
神埼郡神埼町大字永歌字小二本松1941番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

1 開発区域に含まれる地域の名称 神埼郡神埼町大字永歌字小二本松1941番	2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
--	--------------------